

## 社会医療法人制度について（2）

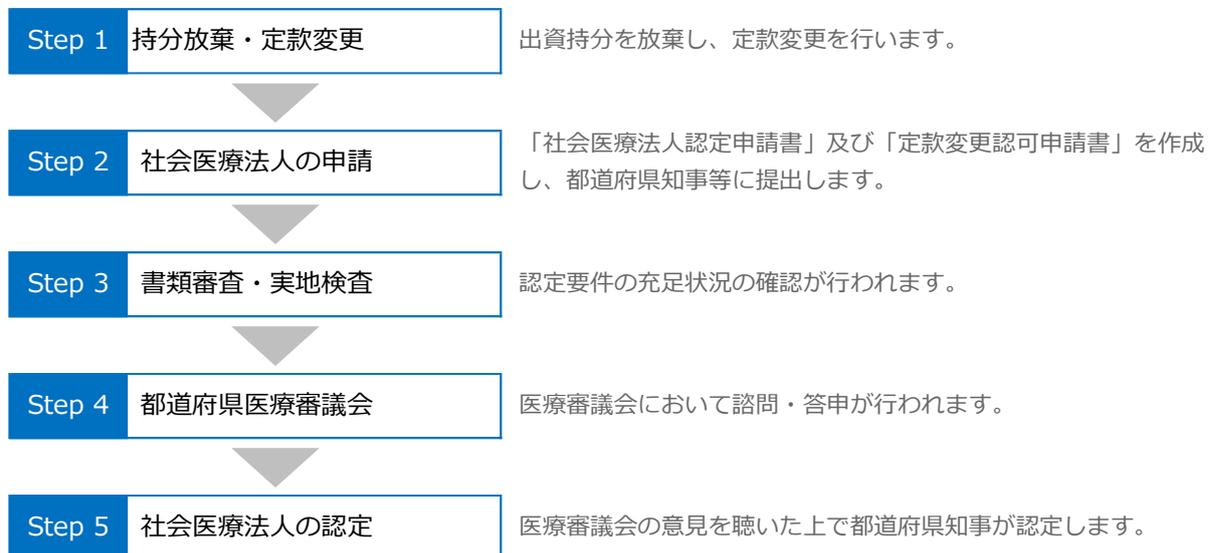
### 公認会計士 迫口 博之

大手・中堅監査法人を経て2016年に御堂筋監査法人の設立に参画。以来、主に医療法人の内部統制指導、監査業務に従事。御堂筋監査法人 代表社員。保有資格：公認会計士/システム監査技術者/診療情報管理士。

2024年10月号のニュースレターでは、社会医療法人のメリット・デメリットと会計監査との関係を中心に解説を行いました。社会医療法人へ移行することにより医療保健業にかかる法人税が非課税になる等、多くのメリットを享受することが可能となりますが、その半面、厳格な要件が数多く設けられています。そこで当月号では、社会医療法人への移行手続きと、具体的な認定要件について解説したいと思います。

### 1. 社会医療法人への移行手続き

出資持分の定めのある医療法人から移行する場合、社員は出資持分を放棄し、定款変更する必要があります。その後、必要書類及び申請書を都道府県知事（厚生労働省管轄の場合は所轄の都道府県を通じて厚生労働省）に提出し、申請書類の審査、実地検査が行われます。最終的に都道府県知事により認定が行われますが、認定に当たっては医療審議会の意見を聴かなければならないため、認定に先立ち医療審議会において諮問・答申が行われます。



### 2. 社会医療法人の認定要件

社会医療法人の認定を受けるためには、以下の5項目の要件を満たす必要があります。具体的な内容は参照先をご確認下さい。

- ① 同一親族等関係者に関する要件（3-1 参照）
- ② 救急医療等確保事業に係る業務の実施と基準（3-2 参照）
- ③ 公的な運営に関する要件（3-3 参照）

- (1) 医療法人の運営に関する要件
- (2) 医療法人の事業に関する要件
- ④ 解散時の残余財産の帰属先に関する要件（3-4 参照）
- ⑤ 理事会機能に関する要件（3-5 参照）

### 3-1. 同一親族等関係者に関する要件

社会医療法人は社員及び役員等に含まれる親族等の割合が3分の1以下に制限されています。具体的には、医療法人の役員、社団医療法人の社員、財団医療法人の評議員（以下、役員等）と下記①～④の親族等の合計人数が、役員等の総数の3分の1を超えることは出来ません。

- ① 各役員等の配偶者及び三親等以内の親族
- ② 各役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 各役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

### 3-2. 救急医療等確保事業に係る業務の実施と基準

- (1) 救急医療等確保事業に係る業務の実施

病院又は診療所のうち1つ以上のものが、救急医療等確保事業に係る業務をその病院又は診療所の所在地の都道府県で行っていることが要件になります。なお、救急医療等確保事業とは下記のいずれかの事業のことを言います。



- (2) 救急医療等確保事業に係る業務の基準

救急医療等確保事業に係る業務について、下記の項目ごとに告示されている基準に適合していることも要件になります。

- ① 救急医療等確保事業に係る業務を行う病院又は診療所の構造設備

- ② 救急医療等確保事業に係る業務を行うための体制
- ③ 救急医療等確保事業に係る業務の実績

上記の基準は、社会医療法人として認定されるための基準だけではなく、認定された後についても継続して適合しなければならない基準になります。従って、業務遂行体制や実績基準については、その後においても継続できるよう体制を整備しておかなければなりません。

【参考】救急医療等確保事業に係る業務の実績基準

救急医療	<p>①又は②の基準に該当すること。</p> <p>① 時間外等加算割合が20%以上であること。</p> <p>② 夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が750件以上であること。</p> <p>※精神科救急医療の場合 直近に終了した3会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口1万人対7.5件以上であること。</p>
災害医療	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>① 時間外等加算割合が16%以上、又は、夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。</p> <p>② 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県又は国が実施する防災訓練</li> <li>・ 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修</li> </ul> <p>③ やむを得ない場合を除き、過去において災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。</p>
新興感染症発生・まん延時における医療	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>① 当該病院において時間外等加算割合が16%以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が600件以上であること。</p> <p>② 直近に終了した会計年度において、当該病院に勤務する職員が、次のいずれかの訓練又は研修に参加していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該病院が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修</li> <li>(2) 外部の機関が実施する新興感染症の対応に係る訓練又は研修</li> </ul> <p>③ 感染症法第36条の4第2項に規定する勧告を受けたことがないこと。</p>

へき地医療	<p>(へき地医療施設が病院の場合)</p> <p>①、②又は③の基準に該当すること。</p> <p>① 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所(当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。)が53人日以上であること。</p> <p>② 直近に終了した会計年度におけるへき地(当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。)における巡回診療の延べ診療日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が53人日以上であること。</p> <p>③ 直近に終了した会計年度におけるへき地医療拠点病院(当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)が106人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が106人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。)が106人日以上であること。</p> <p>(へき地診療所の場合)</p> <p>直近に終了した会計年度における診療日が209日以上であること。</p>
周産期医療	<p>次の基準の全てに該当すること。</p> <p>① 直近に終了した3会計年度における分娩実施件数を3で除した件数が500件以上であること。</p> <p>② 当該病院において直近に終了した3会計年度における母体搬送件数を3で除した件数が10件以上であること。</p> <p>③ 直近に終了した3会計年度におけるハイリスク分娩管理加算の算定件数が3件以上であること。</p>
小児救急医療	<p>直近に終了した3会計年度における6歳未満の乳幼児の時間外等加算割合が20%以上であること。</p>

### 3-3. 公的な運営に関する要件

社会医療法人は公益性の高い医療を担うことが求められているため、運営について公的な要件を満たす必要があります。

#### (1) 医療法人の運営に関する要件

①	<p>理事6名以上、監事2名以上で、それぞれの理事及び監事は、社員総会もしくは評議員会の議決にて選任されること。</p>
②	<p>理事と監事は、他の同一の団体(医師会等は除く)で理事、使用人、理事以外の役員、業務執行社員を行っている者が3分の1以下であること。</p>
④	<p>理事、監事あるいは評議員に対する報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や従業員の給与あるいは当該医療法人の経理状況等を考慮して、不当に高額にならないような支給の基準を定め、法人内に備置き及び閲覧等の措置が講じていること。</p>
④	<p>社員、評議員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対して、特別の利益を与えないこと。</p>
⑤	<p>株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人もしくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与えないこと(公益法人等に対する特別な利益の供与は除く)。</p>

⑥	毎会計年度末日における遊休財産額が、本来業務事業損益に係る事業費用を超えないこと。
⑦	他の団体の意思決定に関与することができる株式や出資金等を保有していないこと（議決権の過半数を有していないものは除く）。
⑧	直近3会計年度及び社会医療法人認定日の前日までにおいて、法令違反の事実、帳簿書類に仮装隠蔽の事実その他公益に反する事実のないこと。

#### (2) 医療法人の事業に関する要件

①	損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額の100分の60を超えること。
②	社会保険診療報酬の額及び社会保険診療報酬と同一の基準により計算される労災保険診療報酬あるいは健康増進事業の収入等の合計額が、医療法人の本来業務事業収益、附帯業務収益及び収益業務収益の合計額の80%を超えること。
③	自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
④	医療診療収入金額が、医師看護師等の給与や医療提供に要する費用など患者のために直接必要な経費の100分の150以内であること。

### 3-4. 解散時の残余財産の帰属先に関する要件

定款(社団医療法人)又は寄附行為(財団医療法人)において、解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定める必要があります。

### 3-5. 理事会機能に関する要件

全ての理事をもって構成される理事会を置き、下記事項を定款又は寄附行為において定め、理事会を適正に運営する必要があります。

①	理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
②	理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
③	理事会は、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の議決を必要とする。

- ④
- ・ 定款又は寄附行為の変更
  - ・ 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)
  - ・ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
  - ・ 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
  - ・ 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
  - ・ 収支予算及び決算の決定又は変更
  - ・ 重要な資産の処分
  - ・ 借入金額の最高限度額の決定

- ⑤
- 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

#### 編集後記

当月号の解説のとおり、社会医療法人化のためには様々な要件をクリアしなければなりません。御堂筋監査法人のメンバーファームである日本経営グループでは社会医療法人への移行に係る支援業務を行っていますので、社会医療法人化をご検討されている医療法人の担当者様でご不明な点がありましたら御堂筋監査法人までお問い合わせ下さい。